

(別紙 4)

厚生労働省指定

一般教育訓練給付金制度について

受講費用の 20%がハローワークから支給される制度です

雇用保険の被保険者（または被保険者であった方）のうち一定の要件に該当する方が、厚生労働大臣の指定した一般教育訓練を一定の条件を満たして修了した場合に支給されます。

対象者

- ・受講開始現在、在職者であって、**初めて利用する場合は雇用保険加入期間が満 1 年以上。**
- 2 回目の場合** ・雇用保険加入期間が前回の支給開始日から 3 年以上経過。
 プラス ・前回の支給決定日から 3 年間以上経過
- ・支給要件に該当するかは受講開始前に「教育訓練給付金支給要件照会票」でハローワークに確認できます。
(照会票が必要な方はお渡しいたします)

支給額

- 当該研修の修了者が、受講費用の 20%を雇用保険から受給できます。
- ・**受講料 90,000 円の場合、18,000 円が給付金として支給されます。**

支給までの流れ * 受講講座の修了要件を満たした方のみ対象です。

